

令和7年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

令和7年12月11日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 66号 西郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 2 議案第 67号 西郷村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議案第 68号 温泉掘削事業令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について
- 日程第 4 議案第 69号 令和7年度西郷村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第 70号 令和7年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 71号 令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 72号 令和7年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 73号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 74号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 75号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 76号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 77号 令和7年度西郷村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 13 議案第 78号 令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 14 議案第 79号 令和7年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 80号 令和7年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第 81号 令和7年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 議案第 82号 西郷村教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 発議第 7号 TOKIO-BA跡地を県と村が協力して、学習・交流・観光の拠点として再生することを求める意見書の提出について
- 日程第 17 請願・陳情に対する委員長報告
- ・総務常任委員会
- 請願第 6号 防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について
- ・産業建設常任委員会
- 請願第 7号 米の安定供給等を求める意見書の提出について
- 陳情第 3号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について
- ・文教厚生常任委員会
- 陳情第 4号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整

- 備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について
- 陳情第 5号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第 8号 米の安定供給等を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第 9号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程第5 発議第 10号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第 11号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第 18 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 20 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 21 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 22 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 23 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 24 閉会

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君 2番 須藤正樹君 3番 山崎 昇君
 4番 鈴木昭司君 5番 大竹憂子君 6番 鈴木 修君
 7番 君島栄一君 8番 鈴木武男君 9番 河西美次君
 10番 真船正康君 11番 鈴木勝久君 12番 藤田節夫君
 13番 上田秀人君 14番 大石雪雄君 15番 矢吹利夫君
 16番 真船正晃君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	入来真由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	木村三義君
税 務 課 長	須藤隆士君	住民生活課長	仁平隆太君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	田島貴志君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	添田真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案1件、発議1件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において、日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第82号及び発議第7号）

○議長（真船正晃君） それでは、追加提案されました議案1件、発議1件につきましては、日程第16の次に、追加日程第1、議案第82号、追加日程第2、発議第7号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第82号及び追加日程第2、発議第7号を一括して上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

本日、追加提案いたしますのは、議案第82号「西郷村教育委員会委員の任命について」の人事に関する案件1件でございます。

議案第82号「西郷村教育委員会委員の任命について」のご説明を申し上げます。

現在、委員であります鈴木忍氏が令和7年12月21日をもって任期満了となることに伴い、新たに内山亮介氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、本日提案いたしました人事案件1件の詳しい略歴につきましては、令和7年第4回定例会資料議案第82号関係をご覧ください。

ご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 次に、発議第7号に対する提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員会委員長（鈴木勝久君） 11番、総務常任委員会委員長の鈴木でございます。

発議第7号の提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております発議第7号「TOKIO-BA跡地を県と村が協力して、学習・交流・観光の拠点として再生することを求める意見書の提出について」であります。

これは、村議会に請願書が提出され、令和7年第3回定例会において採択されたものであります。請願書の趣旨に基づき、本案を提出いたしますので、議員各位のご賛同と議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたしました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第66号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「西郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、議案第67号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第67号「西郷村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。
よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第3、議案第68号に対する質疑を許します。
13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 議案第68号について質疑をいたします。
質問に入るに当たって、まず、事務局のほうでちょっとタブレット切替えしてもらっていいですかね。定例会の一般質問の日程のところありましたよね。その中で、私、資料請求をした部分の資料がタブレットでも見られるかと思うんです。
それをちょっとご覧いただきたいなと思うんですけれども、私、この一般質問の中で資料請求を行いまして、翌日に資料提出していただいたわけですが、これを見て驚いたのは、この資料ってまずどこの課が作ったんですか。生涯学習課。これプールに関するヒートポンプの話なんだけれども、これ担当課の生涯学習課で作ったの。それとも別の課で作ったんですか。ちょっと確認します。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） ただいまの上田議員のご質疑にお答えします。
資料自体は、庁内会議の際に生涯学習課で作成したものになっております。
以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 生涯学習課で作成をして、庁内会議で情報共有しているということに理解してよろしいですか。

私、ヒートポンプに関してあまり知識がなかったものですから、議会の中で熱交換方式の話をも質問しましたよね。

この資料を見て一番驚いたのは、1が既存設備のシステムの概要と書いてあって、その下に2として、温泉熱利用水冷ヒートポンプシステムの概要ということで書いてあって、1番左のほうに熱交換器と書いてある。米印マークがあって、米印の下のほうに、温泉成分が不明ですが、ここではプレート式熱交換器が使用できることで計画しましたと書いてありますよね。

あのときの一般質問では、何というかな、答弁がもう曖昧で、熱交換器の話をして
も全然答弁になってなかった。私が言ったのは、多管式なのかプレート式なのか、プ
レート式と言ったのかな、そういう話をしたんだけど、それに対してまともな答
弁がなかった。

これってどういうことなのかなと思って。これを、この資料を見た瞬間に、この時
点で、この議案審議することすら値しないなというのが私の中の感想です。一般質問
の中で、のりくりりと答弁をして、工事内容または別なものを隠そうとしていると
しか思えない。

今、この寒い中で掘り始めたとき、本当に6月ぐらいから始まっているのかな、暑
い中で、あの炎天下の中で井戸掘りをしていてくれる業者さん。ここにきて急激に寒
くなって、この寒さの中で冷たい水を我慢しながら井戸を掘ってくれている業者さん
に対しても、本当に失礼な話じゃないかなと思いますよ。

いつまでもやっていると、議案から逸脱していると言われますので、今回の工事請
負契約についてですけれども、一般質問の中でも触れましたけれども、契約書の中の
約款の18条にある条件変更についての確認をいたしたいと思いますけれども、一般
質問の中でも変更理由書、設計変更書、積算根拠を示したものを資料請求しましたけ
れども、本日までに届いたものは、先にお話ししましたヒートポンプの説明書と工事
打合せ簿の写しが届きました。

工事請負変更書があるのか、まず確認します。いかがですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時13分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

変更理由書につきましては、ございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 変更理由書がある。あるのであれば、資料請求したのになぜ提
出されていなかったんですか。

私は一般質問の中でそれを求めたはずですが、なぜ提出されなかったのか、その理由
を、じゃ、ちょっとお聞かせください。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時16分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時16分）

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 言った、言わないの話になると時間もったいないので、私は一般質問の中で、変更理由書、設計変更書、積算根拠を提出をしていただきたいと求めたつもりですけれども、言葉が伝わってないのであれば、もう一度改めてここで資料請求いたします。

もう一度申し上げます。変更理由書について資料請求をしたいと思います。後で結構ですので、提出を願いたいです。

議長におかれましては、よろしく申し上げます。

それで、じゃ、時間もったいないので、どんどん先にいきたいと思いますけれども、私の手元に届いたのは、工事打合せ簿というものが届いています。これは提出してくれましたよね。

これについて、ちょっと確認していきたいと思うんですけれども、工事開始後、令和7年6月1日から11月19日までの間に、私が数えたのは8回と数えていますけれども、工事打合せが行われているというふうに理解をしております。

その打合せの中で、地盤が固く、ビットの数が当初設計を超えることが見込まれるため、追加でビット使用し、採掘を進めてよいか協議しますとあります。このように書いてありますよね。

添付された写真からずっと拾っていったんですけれども、数を推察していて、もしかすると拾い間違いもあるかもしれない。ファイ269.9ミリのビットが4個、ファイ193.7ミリのビットを36個使っているように、私は写真から拾い出しております。

しかしながら、8月6日の臨時会で議決をした際の個数と今定例会の資料にある追加個数から計算をすると、269.9ミリのビットが1個、193.7ミリのビットが30個分補正されていないと受け止めますけれども、なぜ今回の補正でもこれが上がっていないのか、単に受注業者の方に負担をさせるのか、もしそうであれば、その理由などお示してください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

配付させていただきました資料をご覧いただきたいと思います。

269ミリのビットにつきましては、当初設計で3個見込んでおります。この協議書というのは、増えた分についての協議書となります。そのため、269.9ミリのビットにつきましては、まず1つ追加で4個。

次に、次のページ見ていただきますと、193.7ミリのビットの協議書がございます。これにつきましては、当初設計は3個で見込んでいますので、その増額した分の協議書というふうになります。

続きまして、149.2ミリのビットにつきましては、当初設計で3個見込んでい

ますので、1つ増えた分の1個分だけの協議書が出てくるという形になります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 写真を添付されておりましたよね。今回、協議書の中でね。その中で、ずっと業者の方が写真を撮ってくれていますよね。その協議書の中についている写真からビットの数をずっと計算、数えていって見たんですけども、どう数えてもちょっと数が合わないんじゃないかなと思うのね。

これ私の数え間違いであれば、数え間違いだと言ってもらいたいんだけど、今、答弁にもあったように、当初では269.9ミリが3個、変更になって1個プラスになってるのかな。あと193.7ミリに関して、やっぱり同じように変更になってきて、いろいろやっていますけれども、写真で見る数でいくと、269.9ミリが6個、193.7ミリが36個というふうに私、数えているんですけども、今回その変更、8月6日の変更と今回上がってきているやつの変更の数を比べてみても、なんか数が合わないなと思うんですけども、その理由について、もう一回確認します。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

資料をちょっとご覧いただきたいんですが、このまず269.9ミリの協議書なんですけれども、最初にナンバー1、ナンバー2、ナンバー3とあります。これにつきましては、当初設計で見ていた3個ということになります。この3個が使い終わったために、4個目を使っていいですかというような協議書になっておりますので、これのナンバー3までが当初設計で見た分。4個目に対して、使っていいですかという判断を待って、ここで新しいものを協議後、購入しているというような数え方で見ていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 269ミリに関しては納得はしているんです。193.7ミリ、これに関してちょっと、193.7ミリだね。これが何か現場で使った数と8月6日の補正、契約変更のと今回の契約変更の数を比べていったときに、数が合わないんじゃないかなと思う。その分を業者の方に負担させているのかなと今思っているんですけども、そこをちょっと確認してください、もう一回。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

193.7ミリは、2枚目に出ているんですが、この見方としましては、7月27日時点で3個が使い終わった、当初設計の3個が使い終わりました、8月6日の時点で4個目も使い終わったというのが、ここの裏のページに写真が記載あるんですけども、こういうような形で記載しております。

業者のほうに負担したということに関しましては、この193.7ミリの中ではございません。全て設計で見ております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） じゃ、私の数え方がちょっとおかしいんだよということで、時間ももったいないので、次いきますね。

あと、一般質問の答弁の中で、掘削深度が1,500メートルまで達したと、水温は60度の水温が確認されていると答弁されていますけれども、12月8日で目的深度まで到達をされていて、水温も60度Cに達しているのであれば、今回の工事請負契約はいらんんじゃないかなと考えるんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

工事につきましては、現在1,500メートルまで完了しているところでございますが、その1,500メートルまで達するに当たりまして、条件等が変わっていたので、掘削ビットの変化等を追加した分についての変更議案を今、提出しているというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 一番、今回気になっているところなんですけれども、今回のこのやり方、まさに説明不足であるし、何とというか、何かを隠そうとしているようにしか見えないんですよ。うがった見方をすればね。決してそういうつもりはないだろうなとは思いたいんですけども、どう見てもそういうふうにはしか見えない。

ヒートポンプにしても、いろんな面に資料請求をしても、人によって来る資料が違うんですよ。私が資料請求したときには、もうぱらぱらと二、三枚くらいしか来ない。でも、別の方が資料請求したら、こういった冊子で来るような。改めて資料請求して今回も頂きましたけれども、これだってもう最初から出していただければ、いろんな誤解を私はしなかったんじゃないかなと思いますよ。

それに、ヒートポンプ、しつこいようなんですけれども、ヒートポンプについてもきちんとした説明があれば、もうちょっと違う形で話ができたかなというふうに思うんです。

今回のこのやり方を見て一番私が心配しているのは、議案から少し外れるかもしれないですけども、議会の権限の一つでもある予算議決の侵害に当たるんじゃないかなと考えていますよ。協議書の中にも、議会が議決をしたらということで書いてありますよね。まさにこれが、何とかな、財務規則とかのやり方なんでしょうけれども、でも、こうやって説明不足のままどんどん進んでいく、議会にしてみれば、いろんな疑惑を持つ、疑惑というか疑問を持つ、その中で議決していただければ、業者の方に迷惑かかりますよ、井戸もできませんよというふうな、そういう強迫観念みたいな形になってきている。それが一番私が心配したところなんですよ。

引っかけみたいな話になりますけれども、もう一度言います。この議会の権限である議決権の一つでもある予算議決の侵害に当たるんじゃないんですか。そこを確認し

ます。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

人によって資料が違うとか説明不足、それは、説明不足についてはおわび申し上げます。

また、隠そうとしているというお話がありましたけれども、一切そういうことはありません。工事監督もそうですけれども、真剣に必死になってそのことは努めております。

議会予算審議の権限におかしいんじゃないかというお話がありましたけれども、今回の工事につきましては、掘削構内の安定性を確保する必要があり、長期作業を停止すると構内崩落、変形、湧水のリスクが極めて高くなり、工事工程や安全性に重大な支障が生じるおそれがありました。

また、1,000メートルから1,200メートルの地層が極めて固く、地盤条件の変化や掘削の進捗が事前に把握できないことから、想定の変更設計を作成することが困難でございました。

また、進捗状況に応じて変更内容が変化するため、ビットを増やすたびに工事を中断し、議会を開催することは現実的に不可能でございました。そのため、やむを得ず工事を進めながら仮契約を締結させていただき、本定例会において議案として上程させていただいたところであります。

今回の対応は、掘削工事の特性上、地層の状況により作業を止めることが難しく、安全確保のために必要な措置を取らざるを得なかったものでございます。その上で、工事の結果として必要となった変更契約について、適切なタイミングで議会におはかりしているものと思っております。

今後はこうした事情や進捗について、できる限り早い段階で皆様と共有し、説明が不足することのないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁をいただいて、私は村長の言葉を信じたい。信じたいけれども、これまでのいろいろな経緯を見ていると、あまりにも説明不足が多過ぎる。隣で今やっている庁舎建設もそうです。子ども診療所とか、いろんなのありましたよね。そういったものに関して、全てにおいて私は説明不足だと思いますよ。そういった余波が、いわゆる村内の業者さんとかその関連、関係してくださっている方にいろんな迷惑をかけていると思うんですよ。

今回も本当にそれが痛切に出ているなと思いますよ。しつこいようですけども、ヒートポンプもそうです。温泉が出て、汲み上げる電気料から、ポンプのメンテナンス料から、いろんなものを計算をして、実際に600万円安くなる、そこの説明が全然されていない。

見込みでかまわないと思うんですよ。井戸掘るに関しても、地下1,500メータ

一もあるような深さを掘っていくに当たって、中がどうなっているかなんて誰もよく分からないような話をやるわけですから、変更なんか伴うのは当たり前だと思う。最初にそういう説明があるべきだと思いますよ。それが全然されないままに、先ほども言いましたけれども、何か隠そうとしているようなとしか受けられないような説明しかされない。

一般質問においても、答弁がそんな答弁しかされない。それで今回この変更契約を認めろと言われても、認めたくても私は認められないと申し上げて、終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかございますか。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第68号「温泉掘削事業令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について」でございます。

13番の質疑とまた質問等を聞いて、まず最初に確認したいんですけども、この温泉掘削事業の目的は、もう一度伺いたいのですが、この目的、何だったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

この温泉掘削の目的は、一義的には屋内プールの熱交換、さらには、もし温泉としての利用ができれば、温泉の入浴施設の利用ということで、二本立てで進めているところであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この温泉掘削の申請書には、どのように書きましたか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時33分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時34分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 午前10時55分まで休憩いたします。

（午前10時34分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時55分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第68号に対する質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

温泉掘削許可申請の利用目的につきましては、既存屋内プールにおける温泉熱源利

用のためと、また、湧出する温度、湯量によっては、公衆浴場に利用するなど有効利用できるよう検討を行うこととするとしております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以前、質問したときは、プールに関してだけ。その後、再質問して、村民が望んでいる温泉施設を早期にということを書いて初めてその答えが出たので、そこをどの目的かというのを知りたかったんですけども、例えば、温泉の熱交換だけであれば、目的が、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金が受けられるはずだと思いました。その後そういう温泉等にも利用するとなれば、また話が違うので、そういう補助金を最初に、なぜそういう補助金を探して温泉掘削に当たらなかったのか、その辺をもう一度伺いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時57分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時58分）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 契約の時期に言う質疑だったと思いますけれども、最初は、温泉を掘っていただきたい村民からの要望が強かったんで、ぜひにというのが先走りまして、私も、早くどこかにちゃぼランド西郷と同じ施設ができれば、村民の需要に応えるのかなと思って先走って、今この件が債務負担行為ですね、再三。最初は600メートルから1,200メートルで1,881万円の予算が計上され、また2,000万円、2,100万円で、このぐらいの金がまた追加される。温泉掘削事業の全体像が見えないまま先走った私たち、私自身も悪いんでありますけれども、このようにお金がかかった。

じゃ、1,880万円追加したときは、1,200メートルまでが予算の範囲だったわけですけども、この1,200メートルから1,500メートルまでの間に今回の掘削事業が、今、13番の話を書きますと、もう終了したと、それを予算つけてくださいよというお話だったと思うんですけども、この1,200メートルから1,500メートルまで掘る、この間の砂の質はどんなものだったんでしょうか。お聞かせください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回、変更として上げさせていただいておりますのは、1,100メートルから1,500メートル間の掘削の増加ということで、1,100メートルから1,200メートルにかけて、硬い岩盤だったんですが、ここに関しまして、かなり硬い掘削、通常の掘削時間では掘削できないような硬い岩盤が出まして、ここに

3個のビットを追加させていただいたということでございます。

最終的には、1,500メートルの到達するまでに、当初3個設計を計上していたんですが、1つ追加させていただいたというところでございます。

以上です。

○11番（鈴木勝久君） これ100メートル。1,200メートルから1,500メートルの。

○企画政策課長（関根 隆君） 1,100メートルから1,200メートルです。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、1,200メートルから1,500メートルの間の土はどんなやつだったの。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

基本的には、もう1,000メートルから1,500メートルに関しましては常時硬い岩盤でして、ところどころ進みやすい岩盤であったり、亀裂があるところは進むような進捗で、そこが交互に出てくるような地層であったというふうでありました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 13番の前の質問では、温度は60度Cぐらい出るということでした。

湯量、水の量についてはどのぐらいなのでしょう。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

現在の作業といたしましては、泥水の引き抜き作業を行っております。今後、管内の洗浄、揚湯試験を実施することになります。揚湯試験におきまして、硫黄の成分であったり、量、温度が正確に判明する予定でございます。揚湯試験につきましては、1月中の実施を予定しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 揚湯試験終わりますと、ポンプの種類とか設備、位置とか等々、その後も大変な費用がかかるんですね。今2億1,000万円かかっても、将来的にこれを本当にプールに使うとなれば、いろいろな設備、ヒートポンプも上げますし、汲み上げ用のポンプも必要になります。

最初の目的であった温泉までやっていただければという条件だったら納得できるんですけども、温泉プールだけで、プールだけで利用すると、プールの電気料、これは年間約2,000万円弱、弱じゃない、強ですか、2,000万円から2,600万円ぐらいの間なんです。そうすると本末転倒になるんですね。

これ最初につくるとき、ちゃんとしたこういう設計をして、どのぐらいの、こういうのは想定済みだったと思うんですけども、岩が出るのは、13番も言いましたけれども、全てトータルで計算してこれは始まったのか、始まらなかったのか。その辺についてお聞かせできますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、私も先ほどお話ししましたように、まずは屋内プールの熱交換から始まって、議員もおっしゃいましたよね、ぜひ温泉をと。それは私も頭に残っております。そして、村民からたくさんの方の今、要望をいただいておりますので、プールの熱交換効率的には、今後その温度にもよりますし、トータル的に考えていかなければならないと思っております。まずは揚湯試験の結果待ちということでもあります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、私が心配しているのは、1,100メートルから1,500メートル、これが硬い岩盤に覆われていたということが問題なんです。100メートルずつ掘っていくと、3度から5度ずつ温度が上昇するのが分かっておりますけれども、ここに千葉県で総合開発でクゲさんという、これ井戸を専門に掘っている方がおっしゃっているのは、温泉を掘るとき気をつけることは、地下に水があることと、温度があることだということを言っています。

それと、大事なことは、硬い岩盤の中には水はほとんどありません。ですから、1,100メートルから1,500メートルの間には水がない。そこが最低60度ぐらいになるのは、これ普通に掘っても当たり前の温度数なんです。

それを、水量が、水の量が、湯量が少ないとどこまで水が上がるか、そのためにポンプをどういうポンプを使うか、そこが一番の問題で、一般質問でやったときは、その検査をしてから測ったと言いましたけれども、岩盤から水がないということは、湯量が望めないということと等しいと思うんですけれども、その辺は心配なさらないでいるのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

岩盤ですと水がないというお話でしたが、岩盤の中に亀裂というものがございますので、その亀裂に水が走るといようなことで、1,500メートル工事が終わりました電気検層という試験を行ったんですが、その中では、亀裂が発達しているところも何か所か見られるといような結果にはなっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 断層があるとか、そこが、そういうところだと、そういうのもあり得るんですけれども、そういうふうに言い切るんですから、結果を期待するしありません。

ただ、この中では、これから機械装備、建設、建物、附属設備等々、これから相当金もかかるし、1,500メートルまで掘ればメンテナンスも非常にこれからかかってきます。果たして、あの場所に掘ったのが正解か、正解じゃないか。

村長も最終的には、出なかったら私が責任を取るというお話でございましたが、どういう責任を取られるのか期待して、質疑を終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） そのほかありますか。

5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） 5 番大竹憂子です。

議案第68号「温泉掘削事業令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について」質疑いたします。

13番と多少重複してしまうかもしれませんが、最初の資料、第68号関係の資料で、こちらの資料で思ったんですけれども、先ほど村長も説明不足ということをおっしゃってはいましたが、第2回変更、これに関して私たち説明された記憶がないです。

以前、全員協議会で説明を受けたものは、第1回変更、これに関してだと思うんです。なので、この1,100メートルからの第2回変更に関しての説明がやはり不足していると私は思うので、改めてそこの説明をお願いしたいです。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回の議案につきましては、今回の定例会前の全員協議会において、議案の説明、細部説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） あのと時の説明でも、現時点での説明とか細かい説明がなかったと私は思うんですが。

逆に言いますと、要するに1,500メートルまでもう掘ってしまって、そこでこの第2回変更となった、ここを今回上げてきている。本来であれば、工事をする前に説明があったり、議案として上げてくるものではないかと私は思うんですが、それについて伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

全員協議会で説明していますし、先ほど13番議員のときにしっかり私、説明しましたので、聞いていなかったんですか。はっきり説明しましたよ、内容については。ですから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 5 番大竹憂子君。

○5 番（大竹憂子君） いえ、説明は聞いていました。でも、やはり理解できない部分が多いなと思ったんです。

工事打合せのほうもそうですけれども、11月19日の日付で変更契約が可決された場合にと書かれているのに、なぜ今なんだろうとどうしても思ってしまうので、改めて説明を聞きたいと思って前に出てきたんですけれども、確かに先ほど村長の説明はありました。それでも、やはりそこがどうしても理解できなかったの、改めて聞きたいと思ったんです。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） それでは、先ほどご説明しましたけれども、もう一度説明させて

いただきます。

今回の工事につきましては、掘削構内の安定性を確保する必要があり、長期作業を停止すると構内崩落、変更、湧水のリスクが極めて高くなり、工事工程や安全性に重大な支障が生じることがあります。

また、1,000メートルから1,200メートルの地層が極めて固く、地盤条件の変化や掘削の進捗が事前に把握できないことから、想定の変更設計を作成することは困難であります。

また、進捗状況に応じて変更内容が変化するため、ビットを増やすたびに工事を中断し、議会を開催することは現実的に不可能でございました。そのため、やむを得ず工事を進めながら仮契約を締結させていただき、本定例会において議案として上程させていただいたところであります。

今回の対応は、掘削工事の特性上、地層の状況により作業を止めることが難しく、安全確保のために必要な措置を取らざるを得なかったものでございます。その上で、工事の結果として必要となった変更契約について、適切なタイミングで議会におはかりしているところでございます。

今後はこうした事情や進捗について、できる限り早い時期に説明をするように努めてまいりたいという考えを持っております。

これが先ほど説明したことであります。

○議長（真船正晃君） 5番大竹憂子君。

○5番（大竹憂子君） これ以上聞いても、同じまた返答になるのは分かりますので、でも、私は正直、理解はやっぱりできないかなと。

今後ではなくて、本来であれば、今までもそういうふうに早め早めに説明ってあるべきだったのではないかなと思うので、理解はできませんが、これで私の質疑は終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番矢吹です。

何点か質疑します。

今まで3人の方、同僚議員が質疑しましたが、私もちょっと理解しがたいものがありますので質疑します。

今回の提案理由としては、硬岩層の出現に伴う温泉掘削工事の内容の一部変更について、議会の議決をすべき工事請負契約案件であるということは理解したんですけども、今回の、以前もありました変更、温泉掘削工事の変更理由として、掘削工事を進めていたところ、先ほど村長も説明していたところも関連しますけれども、重複しますけれども、お許し願いたいと思います。

掘削工事を進めていたところ、想定していた地盤より固い地盤が出現していることで、掘削に時間がかかっており、ビットの対応時間を超過することが判明したため、ビットの追加及び関連する人工、燃料費を変更増という、あります、1つ。

また、固い地盤を掘削するための器具や、施工期間が延びたことによる損料の計上ということであっておりますが、その中で、下なんですけれども、直接工事に係ると書いてある、共通仮設費 1 1 6 万 7 5 0 円、現場管理費 2 7 3 万 2, 1 4 6 円、そこですね、ちょっと私も引かかる、設計技術費ということで 1 0 万 5, 2 6 1 円、一般管理費として 4 1 8 万 5, 9 7 9 円ということ、4 点気づいたんですけれども、増額要因の 1 番、2 番は理解はしているんですが、この内訳、ちょっと具体的に説明できれば私も納得するのかなということで、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

定例会前の全員協議会で配付いたしました資料のことだと思っておりますが、まず、共通仮設費につきましては、今回の温泉掘削工事が特別なわけではございません。公共工事全般において、共通仮設費等の間接工事費、いわゆる諸経費は必ず計上しなければいけないものになっております。諸経費につきましては、福島県の積算基準に基づきまして、直接工事費の額に応じてそれぞれの率により計上が義務づけられているものになります。

共通仮設費につきましては、工事の準備、片づけや現場事務所、足場、重機運搬費などが含まれます。これは工事を行うための直接必要となる経費となります。

次に、現場管理費につきましては、現場監督の給与や労務管理費、現場作業員の福利厚生費など、現場の運営や管理に必要な経費となります。

設計技術費につきましては、システム設計全般に係る管理費になります。システム設計を管理するために要する費用であります。

一般管理費につきましては、会社全体の運営に必要な経費で、従業員の給与、会社の光熱費、減価償却費などが含まれます。これは、それぞれ定められた計算式で算出されるものになっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 5 番矢吹利夫君。

○1 5 番（矢吹利夫君） 再度質疑いたします。

その 4 点、今回は約 8 1 8 万円ですね、内訳の中で、この労務費とかそういうのは、事前に含んでの設計の中に入っているんじゃないですか。今回、最初 1 億 7, 1 2 7 万円ですか。その中の内訳の中には入っていないくて、この労務費というのは、ちょっと私としては、そういうのも想定しての期間契約ではないのですか。もう一度お願いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

先ほど説明いたしました間接費、いわゆる諸経費といわれる部分につきましては、当初設計から計上されておまして、直接工事費によって、それぞれの率によって算出するものになっております。

この直接工事費が増額または減額された場合は、それに伴いまして、同じ率で増額、

減額というふうなことが計上されるようになっております。これは公共工事全般においてそうっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 今の、また理解できないんですけども、それでは課長、増額の要因、1番、2番説明願います。その中でまたお願いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

資料の増額要因①、②のことだと思うんですが、①主な要因としましては、今回想定した、議員もおただしのよう、想定した地盤より固い地盤が出現したことによる掘削ビットの追加及び関連する人工、それに伴う燃料費、また、それに伴いまして掘削期間が延びたことによりまして機械等の損料の増加、さらに直接工事費の増加による、先ほど説明いたしました諸経費の増加というふうなことでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 今、増額の要因の内訳ということで、技術費が、技術B、削井技師、また削井工、ローラーとかもろもろやと。その中を、こういう中で、私は分かりますけれども、今回、村民もこの増額の件で大分疑問をもって私のほうにも相談を受けましたので、もう一度、人数でなく、技師B何人という、それを説明願います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

この資料に記載されているものは主なものになりまして、説明しますと、技師Bが、193.7ミリの部分につきましては、変更前が4人、その後、変更後が5.9人。149.2ミリにつきましては、変更前が1.9人、変更後が2人。

削井技師につきましては、変更前が40人、変更後が59人、193.7ミリですね。次に、149.2ミリにつきましては、削井技師が19人から20人に変更増。

削井工につきましては、120人から177人に変更増。149.2ミリにつきましては、57人から60人に増。

ローラーコーンビットは、193.7ミリが6個から10個に増。149.2ミリにつきましては、3個から4個に増。

動力燃料費は、泥水ポンプ2万2,032リットルが3万2,497.2リットルに増。149.2ミリにつきましては、1万465リットルから変更後が1万1,016リットルへの増。

動力燃料費におきましては、4万1,944リットルから6万1,867.4リットルへ増。149.2ミリにつきましては、1万9,923リットルから2万972リットルに増ということになっております。

以上です。（不規則発言あり）

2番の増額要因としましては、発電機の変更前が180日から変更後に270日、

バックホーが変更前が180日から変更後が270日、2トンダンプが180日から変更後が270日への増、スタビライザーのメンテナンス費一式となっております。
以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） ありがとうございます、長々と。聞いている人もいますので、村民の中で、今回の件にしては。

第1回で約1,881万8,000円ということで追加、2回目が約2,233万円ということで、トータル的には追加として約4,115万円、そのぐらいかかっているということ。

入札したときの金額は、1億7,127万円で入札して、今現在が2億1,241万9,900円ということ。

その中で、これだけの追加、追加で、1,500メートル掘れば、それも想定してこの見積りの中で算出しているように、私ら一般的な感覚では思うんですけども、明らかにこれ4,000万円、だったら、最初からそれかかって、村長も言いましたけれども、途中で岩盤があって想定外があったと。ボーリングやっている人は、そこら辺も想定しての見込みの入札参加ではないかなと私なりに思っております。

なおかつ、1、2番、課長が今言われた説明の中で、その中で現場管理費というのは、最初から工事する中ではあるのではないかなと。あと、一般管理費ですか、418万5,979円と。これは、ビットの消耗はあるけれども、そういうのも想定して時間かかったということで、やっぱり岩盤があったということで入っているのではないかと私なりに思うんですけども、どうなんですか。何でもかんでも要求どおり、これだけの深さですからね、1,500メートル。時間も費やす。夜やっているの、私も何回かあそこ通ったら明らかに分かります。そういうのを含んでの入札参加ではないかなと私は見ている。これは別個で扱っているということで。燃料費は、ポンプとは発電機で違いますけれども、ダンプのと。それでも、明らかにこれ、設計技術などの金額は少ないんだけど、10万5,261円と。これ設計というのは、どういうやつ設計と。見直ししたんですか。掘り始めている。

別な場所に穴を開けたわけでもないし、掘ったわけじゃないのに。ちょっと納得しがたいので、もう一度、すみません、時間もないし、お願いします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

先ほどご説明いたして、繰り返しになってしまうんですけども、まず間接費というものにつきましては、いわゆる諸経費、今議員のおただしにあった共通仮設費とか現場管理費、一般管理費といわれるものは、公共工事全般において計上するべきものでございます。これは、今回の工事が特別ということではございません。

この額につきましては、直接工事費といわれる部分に対して率で計上することが決まっておりますので、直接工事の増減に応じて、その率で増減されるというものになっておりますので、当然、減額されればこの共通仮設費も減額されますし、直接工事費

が増えれば、この率も上がってくるというようなことになります。

変更の対応ということですが、これも今回の温泉掘削工事だけではなくて、村の工事全般におきまして、施工条件とか実際の工事現場が一致しなければ、増減の変更というのは協議により出てくるということでございます。

以上です。（不規則発言あり）

お答えいたします。

これも先ほど説明したんですが、設計技術費につきましては、システム設計全般に係る管理費になります。システム設計を管理するに当たるための費用ということで見込まれるものでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 最後にします。

堂々巡りになって、同じような、同僚議員からも聞いておりますので、理解はしがたいですけども、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） そのほかございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「温泉掘削事業令和6・7年度債務負担行為温泉掘削工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第4、議案第69号に対する質疑を許します。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第69号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」に対して質疑をいたします。

まず、はじめに、補正予算書の説明の16ページですかね。原発賠償金7,539万1,000円ありますけれども、この内容をちょっとお示してください。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 12番藤田議員の質疑にお答えいたします。

歳入予算、雑入で組んでおります原発賠償金については、東京電力からの原発事故後に増加した職員を増やした分の賠償金に、その手当てをする賠償金になります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 職員の賠償金ということですのでけれども、これ東電に対してまだ請求している項目はあるんですか。東電に対して、これ以外に。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） これ以外にもございます。（不規則発言あり）ちょっと今資料がないので申し訳ございません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） まだ請求しているものがあるということで、ほとんどこの人件費の賠償金が入ってきているということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 今回の予算計上させていただいた分については、人件費ということでご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） まだまだあるということで、粘り強く請求していただきたいと思います。

それでは、次の質疑ですけれども、予算書の19ページ、工事請負費ということで3,590万3,000円、新庁舎整備事業費、新庁舎整備事業費ということで出ておりますけれども、なぜこれマイナスで出ているのか、内訳をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

新庁舎整備事業につきましては、工事費から組み替えまして、主なものとしましては、新庁舎整備事業から補償費のほうに組み替えさせていただいたところがございます。そのための減額となっております。（不規則発言あり）補償費。はい。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 補償費のほうに組み替えたということで理解はしますけれども、ちょっと関連の質疑になっちゃうんですけれども、村では新庁舎整備事業への応援寄附金を募集していますよね。今年度中か、12月いっぱいということで、この寄附金ですか、寄附金に対して、村民の方からちょっと異議が申立てが来ましたので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この寄附金ですけれども、寄附金を出された方に銘板で、入り口かどこか確定はしていないでしょうけれども、銘板で名前を掲示をして今後に残していきたいということですのでけれども、なぜこういった不交付団体の中で村民から寄附を集めるんだという意見をお聞きしております。

そういった目的が何かあればお聞きしたいと思います。寄附の目的だね。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

現在、新庁舎整備事業寄附金を募集をしているところでありまして、この目的としましては、建設に当たり新庁舎建設を応援してくださる方々からの寄附金ということ

で、村内外を問わず村を応援し、たくさんの方が集い、交流し、にぎわいのある庁舎を皆様と共につくっていくためということの目的でございます。

寄附金につきましては、住民の皆様にご利用いただくNiCoまる広場の整備に活用していくというところで、皆でつくる新庁舎を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今月いっぱい募集は終わるということですが、現在までの到達点というか、人数、個人の人数と企業団体の人数、出ていると思うんですけども、現在までの到達点どのぐらい集まっているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

個人からは41名、企業からは7社というところで現時点では集まっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ほかの自治体でもこういった庁舎などを建てる時に、やっぱり寄附金なんかは集めているんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

全ての自治体かどうかはちょっと分からないんですが、新庁舎の寄附に関しましては、他の自治体でも多く実施されているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村民の方から、こういった今、物価高騰時期にこういった寄附金を集めるのはどうなんだろうというような意見が実際出ていますんで、実際には、こういった我々は税金の中からこういった庁舎を造るということで、計画を立てて実際に造っているわけなんで、その辺の意見が出ているところです。

この寄附金、ホームページちょっと見ているんですけども、寄附金を頂いた方に銘板として残したいということ、それも金額によって並び替えるというか、2万円の方は誰々、5万円の方は誰々、10万円の方は誰々。まず、私はそれはやめたほうがいいと思うんですけども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

銘板の掲示につきましては、あくまで寄附者のご意向を踏まえた上で、村としての感謝の気持ちを可視化するというところで考えております。

現在、金額ごとに区分して掲示する件につきましては、寄附額に応じて分けて掲示することで、頂いたご厚意を分かりやすく示したいというふうを考えておりますが、掲示方法につきましては、寄附者の方々に不快感が生じないよう配慮しつつ、慎重に考えていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 寄附した方の不快感にならないようにということですが、これ寄附していない方も当然、不快感を覚えるんですよ、これ。結局、あの人は、あの家の人は寄附して、これ子ども、お孫さん、これからずっと続いた世代が行くたびに、そういったことが何か言われるのかなと私的には思うんですけども、できるのであれば広報等で、普通の寄附だと、大体広報等に1回載せればそれで済むというか、それで返礼というかお礼になると思うんですけども、その辺は、広報にもう出しちゃってるんで、あれだとは思うんですけども、ぜひそういったことは私的にはやめてほしいなと思うんですけども、どうでしょうか。村長の考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員のおっしゃること、本当に分かります。でも、もう半世紀に一度のこの大プロジェクトでもありますし、皆で造るという、皆で庁舎を、新庁舎をにぎわいを持っていこうという思いのところ、この寄附金ということをはじめたことであります。議員のおっしゃること、本当に重々承知しておりますので、不快感のないように検討していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） こういう時節柄、大変なんですよ、村民の生活は。そういった意味で、こういうふうに出す、ましてや差別的に、2万円した人は誰、5万円は誰だと、そういうのを明示されたんでは、本当に過去に、これから西郷村やっていく中でも、村長へも何かそういった話、来ていないですかね。

そういったことが私のところに来たんで、今申したように、できるならばその辺はうまくやってほしいというか、私的にはそう思うんですけども、ぜひ考えてこういったところはやっていただきたいなと思います。

関連質疑ということで申し訳なかったですけども、ひとつよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。（不規則発言あり）失礼しました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前11時47分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時47分）

○議長（真船正晃君） 大変失礼しました。

質疑なしという声のほうが私の耳に入りまして、11番鈴木勝久君の手が挙がったのをちょっと見逃しました。失礼いたしました。

じゃ、前の発言は訂正させていただいて、質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） 議案第69号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」について質疑申し上げます。

これは12月補正予算、主な内容のほうで、デマンド交通事業576万円について、まず質疑いたします。

今回、補正で576万円上がっております。タクシー車両代でございますけれども、これを足しますと、これを消費、消費というか使うという仮定で、デマンド交通費、全体で今どのぐらいの令和7年度支出になるのでしょうか。

- 議長（真船正晃君） 企画政策課長。

- 企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

全予算で4,476万7,000円になります。

以上です。

- 議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） 今までですと7,000万円以上かかっていましたけれども、4,000万円というのは、どの数字なのでしょうか。

- 議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） 今言ったのは、公共交通に関わる総額でございます。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時50分）

- 議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） 割合を聞きたかったんですよ。一般財源から幾ら出ていて、国・県の支出はどのぐらいあるか、その割合を聞きたかったんで、全体的な総額、村からはどのぐらい出ているかと、そのうち、一般財源として。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時51分）

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） 午後1時まで休憩いたします。

(午前 11 時 51 分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第 69 号に対する質疑を続行いたします。

(午後 1 時 00 分)

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

デマンド交通を含みます路線バスの予算額ということでございましたが、生活路線バス、地方路線バス、デマンド交通を合わせまして 8,941 万 8,000 円となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） これ、デマンド交通に関しては、一般質問等々で何回もやっていますが、当初このデマンドに移行するとき、最大限でどのぐらい使うんだという話をしたときあったんです、公共交通に対して。そのときは 5,000 万円ぐらいですという話で、それが 7,000 万円になり、今 8,900 万円、9,000 万円になりますよね。

また、タクシーによると、このデマンド、また、これ非常に今の状態では、お客様が使い勝手があまりよくないということで、1,200 万円をかけて村は今、外部委託をして、これの使い勝手のよい、また経費節減のために動いておると思うんですけども、この予算どこまで上げて、天井はないという想定でやっているのか、1,200 万円使ったアウトソーシング、今どのようなところまで進んでいるのか、その 2 つについてお答え願います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今年度、地域公共交通計画を策定しておりまして、年度末までにこの計画が策定する予定となっております。

その公共交通策定計画に基づいて、次年度以降、公共交通の再編というものを考えておりますので、その中で公共交通のどのデマンド交通が増えるのか、福島交通が減って路線の組み替えがあるのかというところは、その計画の中で位置づけしていきたいというふうに考えております。

以上です。（不規則発言あり）

予算額につきましては、その計画に基づいて判断されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） ここ何年か、西郷村も不交付団体になりました。不交付団体で

悪いところというのは、このように予算をとるか、皆様から集めた税金を惜しげなく使うんですよ。どこで止めるという話じゃない。村民が要求する、それに合わせて使う。これだと天井知らずになっちゃうんですよ。お客さんの要求は果てしない。

だから、どこで抑えるかというのも行政の仕事じゃないかと思っています。今その話じゃなくて、その前の温泉掘削についてもそうですよ。かかった分はしようがない。かかっちゃったんですよ、さっきの話は。かかっちゃって、ここで止めるわけにいかないじゃないですか、業者がもう使っちゃったんですから。だから、そういうやり方が、もう同僚議員もおかしいんじゃないかと言っている話なんですよ。

ここもそうなんです。最初5,000万円で抑えると言っていたのが、知らず間にお客さんのニーズに合わせてだんだん上がっていっちゃう。ここを抑えなくてどうするんだということなんです。

2番に入らせていただきます。ふるさと納税管理費でございますが、これ管理費の値上げだと思うんですけれども、1,345万円、これは魅力ある返礼品で当村の認知度を向上するというのが目的になっております。

この内容について、この1,300万円、どのように使うかお示してください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、寄附額が増加したことに伴う変更増となっております。

11月末時点で、前年度に比ばまして1,500万円程度増加しております、その額を、年度末まで見込んだ額を補正しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 1,500万円を増える予定だという話ですね、納税額が。だから、経費としてこの1,300万円、何に使うんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、この目的としまして、村の政策が幾つかございまして、地方創生に資する事業ということで募集をかけているところで、寄附者の方がその中から何に使うかを選んでいただいて、そこに充当しているというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 管理費として項目を上げているので、その使い方を何にするかじゃなくて、この経費というか管理費はどのようなものに使われるんですかという質問です。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

管理費につきましては事業者に委託しております、その方に、5割は返礼品で、

寄附額の返礼品となりますが、そのほかは委託料として、返礼品を取り扱っている事業者に支払うものになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以前、私、ふるさと納税について質問したときあるんですけども、国は返礼品を含めて二分の一以下に下さいということだったんですけども、限りなく二分の一なんです。そこまで、もう上限を二分の一と決めているんですよ。元々このふるさと納税の目的は違うんですよ。

だから、事務経費に使い過ぎ。お米券もそうですけれども。今回、村長の決断でそれを拒否するという話になりましたけれども。これもそうなんです。事務費がかかり過ぎて、なるべく返礼品を合わせて諸経費を削減して、それを地域というか西郷村のために使うという、その努力が足りないんですよ。

さっきと同じ話。不交付団体だと、そういう税金を平気でそういう経費に回しちゃうんですよ。それを1円でもいいから節税しようとか、節税というか少しでも節約しようという、それが執行部には見られない。これもそうですよ。1,500万円を想定して、1,300万円も経費とか返礼品に使っちゃったら、元も子もないんですよ。

納税者というか、ふるさと納税に寄附した人が西郷村のために、どうか発展のために使ってくださいというやつを、そういう無駄、無駄とは言いませんけれども、そういうのに使って、削減しようという努力が見られない。そういうふうに思うんですけども、私の考えは間違っているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 考えは間違っているかということでありましてけれども、おっしゃることは理解しております。

不交付団体だから、何も天井だからという、そういう考えは一切ありません。やはり有効に使っていくべきだと私は思っておりますし、今後もそのようにしてまいります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） はい、そのように願いたいものです。

それでは、次の西郷村新幹線通勤補助事業についてでございます。

これ村長は初でやって、新聞にも載って、ほかから見ると非常に羨ましい事業だなと思っておりましたが、ここにきてまた新規で6名になりました。月3万円を上限として通勤費に充てる事業でございます。

まず、継続交付予定者4名、それに新規の6名、この方々は主にどの辺からどの辺に行っていられるのか、その利用状況は分かるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ通告がない質疑ですから、個別にはすぐには難しいと思いますが、要はこれ年間36万円かかるんですよ。大学生ですと、大学生を想定

しますと……（不規則発言あり）これ通学補助金じゃないんだ。失礼いたしました。今、通勤と通学と勘違いしましたので、今の答弁の最初のほうを削除してください。

改めて通勤補助金でございますが、これ年間36万円、10年間たつと360万円になるんですよね。年間36万円ですからね。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私の勘違いでございました。

ですから、ここはちょっと質問がかみ合わなかったので、なしにします。

私の質疑は以上にします。

○議長（真船正晃君） そのほかございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） ありませんね。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第5、議案第70号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「令和7年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第6、議案第71号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号「令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第7、議案第72号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第72号「令和7年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第8、議案第73号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番(鈴木勝久君) 11番鈴木勝久です。

議案第73号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

提案理由に、一般職の職員に準じ、議会議員の期末手当に係る支給を引き上げることについて所要の改正を行おうとするものである、提案理由にこのように書いてありますが、その一般職の職員に準じというのがちょっと、ここずっとそのように私たち提案理由の説明には言われておりました。

私たちの議員報酬は、26年ぶりに去年、おとし、議員報酬審議会を立ち上げていただきまして、ここにいらっしゃいませんが熊谷代表監査委員を筆頭に、この26年間報酬は上がっていなかったの、お力添えによって報酬を上げていただきました。

そういう経緯があって、急に一般職の職員に準じという言葉が出てきたので、我々の報酬は議員報酬審議会にかかって、初めて今まで報酬というのは上がるものと思っておりましたが、これについてどういうわけなのか、この辺を説明願います。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えします。

議会議員の報酬につきましては、まず、基本給、毎月払われている月給というんですか、報酬ですね、については、議員ご指摘のとおり、西郷村報酬審議会というのがございますので、そちらで去年、おとしですか、何十年ぶりに改定をして引き上げたということになるかと思えます。

今回ご提案させていただいたのは、その基本給の部分ではございませんで、期末手当、年に2回支給されます期末手当の支給率を上げることです。

これについては、西郷村のほうには福島県のように人事委員会を持ってございますので、県のほうの人事委員会を参考に条例案を提出させていただいて、改正をしているということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、議員の基本給、議員報酬じゃなくて、その中の期末手当及び費用弁償についてということよろしいんですね。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 今回は期末手当の支給率の引上げということです。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第9、議案第74号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第74号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案

に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第10、議案第75号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第75号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第11、議案第76号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第76号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第12、議案第77号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第77号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第6号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第13、議案第78号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第78号「令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第14、議案第79号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第79号「令和7年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第15、議案第80号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第80号「令和7年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第16、議案第81号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第81号「令和7年度西郷村下水道事業会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第1、議案第82号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第82号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第2、発議第7号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第7号「T O K I O－B A跡地を県と村が協力して、学習・交流・観光の拠点として再生することを求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第17、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第6号に対する委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員会委員長（鈴木勝久君） 11番、総務常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました請願1件につきまして、12月4日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第6号「防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について」につきましては、継続審査と決まりました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 請願第6号に対する委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第6号「防衛省「まるわかり！日本の防衛 はじめての防衛白書」の小学校への直接送付をやめることを求める意見書の提出について」、このことに対する委員長報告は、継続審査であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、請願第6号は継続審査と決定いたしました。

続きまして、請願第7号及び陳情第3号について、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

それでは、一括して報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員会委員長(河西美次君) 9番、産業建設常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件につきましては、12月4日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第7号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」、陳情第3号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出については、採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長(真船正晃君) 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論は、まず請願第7号について行います。

失礼いたしました。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第7号について採決を行います。

請願第7号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することと決定いたしました。

次に、陳情第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は採択することと決定いたしました。

続きまして、陳情第4号及び陳情第5号について、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

それでは、一括して報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員会委員長(鈴木 修君) 6番、文教厚生常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました陳情2件につきましては、12月4日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第4号「「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について」、陳情第5号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」につきましては、どちらも採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長(真船正晃君) 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論は、まず陳情第4号について行います。

討論ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号「「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正晃君) 挙手多数であります。

よって、陳情第4号は採択することと決定いたしました。

次に、陳情第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより陳情第5号について採決を行います。

陳情第5号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」、このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、陳情第5号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正晃君) ここで、発議4件が追加提案されました。

議長において、日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

(午後1時39分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午後1時40分)

○議長(真船正晃君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第8号、発議第9号、発議第10号、発議第11号)

○議長(真船正晃君) 追加提案されました発議4件につきましては、日程第17の次に、追加日程第3、発議第8号、追加日程第4、発議第9号、追加日程第5、発議第10号、追加日程第6、発議第11号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

ただいま日程に追加されました発議第8号、発議第9号、発議第10号、発議第11号は、先ほど採択されました請願第7号、陳情第3号から陳情第5号の採択に伴う意見書の提出でありますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎発議第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、これより発議第8号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第8号「米の安定供給等を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第9号に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第9号「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第10号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第10号「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎発議第11号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、発議第11号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第11号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(真船正晃君) 次に、日程第18、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(真船正晃君) 次に、日程第19から日程第23までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和7年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時45分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月11日

西郷村議会 議長 真船正晃

署名議員 小澤佑太

署名議員 須藤正樹